第４　弁済に関するその他の事項
１　弁済・納付の場所等
本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。ただし、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済することができる。振込手数料は、更生会社の負担とする。
租税等の請求権にかかる納付は徴収権者の指定する場所において行う。
２　更生債権等の放棄、取下げの取扱い
更生債権等の一部の放棄または取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。
３　債権譲渡等の取扱い
開始決定日以降、更生債権等の譲渡または移転がなされたときは、更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡または移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。
４　端数処理
弁済方法の定めによって更生債権等の弁済額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
５　外貨建債権の弁済
外貨建債権に対する弁済は、確定債権額を開始決定日において日本円に換算した金額（１米ドル当たり80.90円。１円未満の端数切下げ）について、第４章の定めを適用する。
６　利息および損害金
本更生計画の定めによる弁済には、利息および損害金を付さない。
７　弁済充当
更生債権に利息、損害金を含む場合の充当は、損害金、利息、元本の順とし、別段の定めのない限り、同じ性質の債権は発生の古いものから順次充当する。
第５章　未確定更生債権等の措置
第１　係属中の更生担保権査定申立等
１　査定申立てがなされた更生担保権
管財人は、【別表11の１未確定更生担保権一覧表（査定）】記載の更生担保権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。
２　査定申立期間未経過の更生担保権
管財人は、特別調査期間における債権調査の対象となった【別表11の２未確定更生担保権一覧表（査定申立期間未経過）】記載の更生担保権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、本更生計画案提出時において、調査期間の末日から１か月を経過していないため、その債権が確定していない。
３　特別調査手続未了の更生担保権
平成23年６月７日以降に届出のあった【別表11の３未確定更生担保権一覧表（特別調査手続未了）】記載の更生担保権に関し、本更生計画案提出時において、法139条１項または３項の要件を充たし、特別調査手続の対象となることが明らかでなく、その債権も確定していない。
４　未確定更生担保権の総額（更生計画案提出日時点での認識額）は、２億5331万4116円および額未定である。
第２　係属中の更生債権査定申立等
１　優先的更生債権
⑴　査定申立てがなされた優先的更生債権
管財人は、【別表12未確定優先的更生債権一覧表（査定）】記載の優先的更生債権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。
⑵　未確定優先的更生債権の総額は、593万2351円である。
２　一般更生債権
⑴　受継申立てがなされた一般更生債権
管財人は、【別表13の１未確定更生債権一覧表（過払債権―受継）】記載の一般更生債権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、中断中の訴訟手続について受継の申立てがなされ、現在係属中である。
⑵　査定申立てがなされた一般更生債権
管財人は、【別表13の２未確定更生債権一覧表（過払債権―査定）】および【別表15の１未確定更生債権一覧表（一般取引債権等―査定）】記載の一般更生債権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。
⑶　査定申立期間未経過の一般更生債権
管財人は、特別調査期間における債権調査の対象となった【別表13の３未確定更生債権一覧表（過払債権―査定申立期間未経過）】および【別表14の１未確定更生債権一覧表（未受領配当金―査定申立期間未経過）】記載の一般更生債権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、本更生計画案提出時において、調査期間の末日から１か月を経過していないため、その債権が確定していない。
⑷　特別調査手続未了の一般更生債権
平成23年６月７日以降に届出のあった下記別表記載の一般更生債権については、本更生計画案提出時において、法139条１項または３項の要件を充たし、特別調査手続の対象となることが明らかでなく、その債権も確定していない。更生計画案提出後、更生計画案について付議決定がなされるまでの間に届出のあった更生債権等について、特別調査手続を経て債権が確定した場合には、第４章、第３と同様の取扱いとする。
【別表13の４未確定更生債権一覧表（過払債権―特別調査手続未了】
【別表14の２未確定更生債権一覧表（未受領配当金―特別調査手続未了）】
【別表15の２未確定更生債権一覧表（一般取引債権等―特別調査手続未了）】
⑸　未確定一般更生債権の総額（更生計画案提出時点での認識額）は、51億3556万8102円および額未定である。
第３　未確定更生債権等の措置
１　未確定更生担保権
下記別表記載の債権者について、当該債権者の未確定更生担保権が確定したときは、以下のとおり弁済する。
【別表11の１未確定更生担保権一覧表（査定）】
【別表11の２未確定更生担保権一覧表（査定申立期間未経過）】
【別表11の３未確定更生担保権一覧表（特別調査手続未了）】
⑴　更生担保権として確定した額
ア　供託金にかかる更生担保権
上記別表記載の債権者のうち供託金にかかる更生担保権者については、更生担保権者が管財人に対して、管財人が供託金を取り戻すために必要な書類を提出することと引き換えに、更生担保権として確定した額につき、未確定更生担保権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日または供託金を取り戻すために必要な書類を管財人に提出した日から１か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。
イ　商事留置権にかかる更生担保権
【別表11の１未確定更生担保権一覧表（査定）】記載の債権者のうち商事留置権にかかる更生担保権者については、更生担保権として確定した額につき、未確定更生担保権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。
⑵　一般更生債権として確定した額
第４章、第３の定めを適用する。ただし、第１回弁済については、未確定更生担保権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日または更生計画認可決定日から１年を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。
２　未確定優先的更生債権
【別表12未確定優先的更生債権一覧表（査定）】記載の債権者について、当該債権者の未確定優先的更生債権が確定したときは、第４章、第２、２、⑵、アの定めを適用する。
この場合、未確定優先的更生債権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。